

## 統合型リゾート(IR: Integrated Resort) ～マネーロンダリング防止の取組み～

2014年12月

IR ビジネス・リサーチグループ リーダー  
有限責任監査法人トーマツ パートナー  
仁木一彦

※当該資料中、意見に亘る部分は著者の私見であり、著者の属する法人等ものではありません。

### I. はじめに

ゲーミング(カジノ)産業は、多額の取引や多数の資金決済が行われることから、マネーロンダリングに利用されやすい業種として知られています。

日本においても、マネーロンダリングは社会的関心事として懸念されており、既存のFATF(Financial Action Task Force、金融行動タスクフォース)勧告に基づく制度の中にゲーミング(カジノ)施設を追加することで、ゲーミング(カジノ)におけるマネーロンダリングを防止することが検討されています。

「特定複合観光施設区域整備法案(仮称)～IR 実施法案～に関する基本的な考え方(案)」(2013年11月12日国際観光産業振興議員連盟(IR 議連)公表)より引用

- マネーロンダリング(資金洗浄)を防止する。  
カジノ施設は諸外国では国際機関である FATF 勧告に基づき、擬似金融機関と位置付けられており、一定金額以上の賭け金行動をする個人の本人確認、疑わしい行為等の規制当局に対する報告義務等マネーロンダリングを防止する枠組みが法定されている。わが国もFATF 勧告に基づく制度が存在し、カジノ施設をこの中に追加することにより、先進諸外国と同等の規制によりマネーロンダリングを防止することとする。

### II. FATF 勧告とは

FATF(Financial Action Task Force)勧告は、1989年に設置されたアンチ・マネーロンダリング(AML)等に関する国際協調を推進する金融活動作業部会が策定した国際基準で、マネーロンダリングを防止する基本的な枠組みとして知られています。各国の金融当局は、

この FATF 勧告に基づいてマネーロンダリング対策を行っています。

FATF 勧告の構造は「40 の勧告」と「9 の特別勧告」に分けられ、カジノ事業者は「40 の勧告」において「指定非金融業者及び職業専門家」とされています。また、「40 の勧告」では、カジノ事業・運営に係る項目についても規定しています。

【参考】「40 の勧告」より、カジノ事業・運営に係る項目

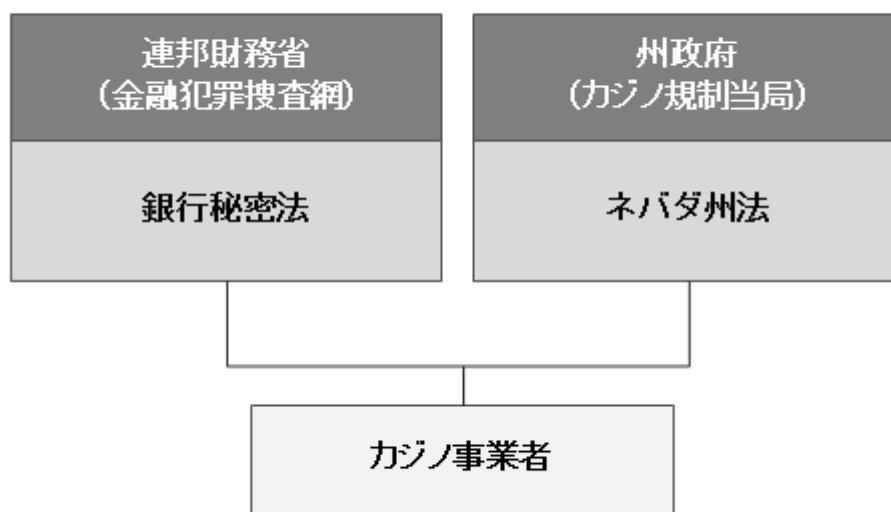
No	内容
22	(前略) 顧客管理義務及び記録保存義務は、以下の状況において、指定非金融業者及び職業専門家(DNFBPs)に適用される。 (a) カジノ:顧客が一定の基準額以上の金融取引に従事する場合 (後略)
28	(前略) 指定非金融業者及び職業専門家は、以下に定める規制措置及び監督措置の対象となるべきである。 (a) カジノは、必要な資金洗浄・テロ資金供与対策を効果的に実施していることを確保するための包括的な規制制度及び監督体制の対象となるべきである。少なくとも、 ■ カジノは免許制とすべきである ■ 権限ある当局は、犯罪者又はその関係者が、カジノの所有者又は受益所有者にならないよう、カジノの重要な又は支配的な資本持分を所有し、カジノの経営機能を所有することのないように、またカジノの運営者とならないように、必要な法律上又は規制上の措置を講ずるべきである。 ■ 権限ある当局は、カジノが資金洗浄・テロ資金供与対策の義務を遵守するために効果的に監督されることを確保すべきである。 (後略)

出典:財務省「FATF 勧告(仮訳)」よりトーマツグループ IR ビジネス・リサーチグループが作成

### Ⅲ. ネバダ州のマネーロンダリング防止制度

ゲーミング(カジノ)産業が盛んなネバダ州では、ネバダ州法上にも関連規制はあるものの、主に連邦法に従った AML 対策を講じています。連邦法の中心となるのは、財務省が 1970 年に施行した銀行秘密法(The Currency and Foreign Transactions Reporting Act of 1970、通称 Bank Secrecy Act (1970))で、財務省管轄下の金融犯罪捜査網(FinCEN; Financial Crimes Enforcement Network)が主体となって対策を行っています(図表 1 参照)。

図表 1 ネバダ州のカジノに係るマネーロンダリング防止制度 概要



出典: 各種法規制及び各省庁公開情報よりトーマツグループ IR ビジネス・リサーチグループが作成

連邦法である銀行秘密法(Bank Secrecy Act (1970))に従ったマネーロンダリング防止制度に基づき、カジノ事業者は NBFIs(銀行以外の金融機関)とされ、金融機関と同様の本人確認と、疑わしい取引の記録作成・保存・届出を行っています。

また、各カジノ事業者にコンプライアンスプログラムの策定及び文書化が義務付けられており、カジノ事業者は、内部統制制度の策定や、非日常的又は疑わしい取引を発見するための従業員のトレーニング等を実施しています。

本記事に関して、より詳細な調査資料をご希望の場合は、以下までお問い合わせください。

IR(統合型リゾート)ビジネス・リサーチグループ

info-irbg@tohmatu.co.jp

## 著者紹介



仁木 一彦(にき・かずひこ)

IR ビジネス・リサーチグループ リーダー

有限責任監査法人トーマツ パートナー

### 【経歴】

IRビジネスに係るプロジェクトの業務責任者を複数務め、IRビジネス参入を検討する企業だけでなく、国や地方自治体に対するサポートも手がける。IRビジネスに関係の深いエンタテインメント、メディア、不動産、ホテル等でのコンサルティング業務経験を多数有する。

企業の透明化・健全化に関する分野を中心に専門分野は各種規制対応、コーポレートガバナンス、内部統制、内部監査、不正対策、リスクマネジメント、コンプライアンス、CSR等。著書に『図解 ひとめでわかる内部統制 第3版』(東洋経済新報社)、『図解 ひとめでわかるリスクマネジメント 第2版』(東洋経済新報社)、『リスクマネジメントのプロセスと実務』(LexisNexis)など多数。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,800名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited